

倉敷市市民農園利用者募集のしおり

倉敷市では、市民のみなさんに農作物の栽培を通して農業に対する理解及び食の重要性への理解を育んでいただくため、市民農園を開設しています。

あなたもこの農園を利用して、おいしくて安心・安全な野菜づくりや心のふれあいとつくり育てる喜びを味わってみませんか。

申込期間 令和7年9月1日（月）～ 14日（日）

（土・日は電子申請のみ対応）

※ 郵送の場合においては12日（金）必着

応募の資格

- ・倉敷市に住所を有している人
- ・園芸に意欲があり3年間継続して農作業のできる人
- ・農業者でない人
- ・今回募集以外の市民農園を利用していない人（含む同一世帯者）

利用できる区画数 1世帯1区画

利用できる期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日（3年間）

利用料 1区画1年間 4,800円（20㎡）、7,200円（30㎡）

申込方法 本庁農林水産課に備え付けてある、利用申込書に必要事項を記入して申込みをしてください。

※ ホームページから電子申請することもできます。

PC・スマートフォンの方はこちら→



選考の方法 抽選で決定します。

抽選の日 令和7年9月22日（月）午前10時～

* 申込締切後、倉敷市のホームページにて応募倍率をお知らせします。

* 倍率が1倍以下の場合は区画番号の決定のみを行います。

受付・抽選の場所

市民農園名	区画数	区画面積	受付場所	抽選会場
祐安	20	30㎡	本庁農林水産課	倉敷市役所本庁 7階701会議室 (倉敷市西中新田640)
浜町第4	39	20㎡		
浜町第5	19			

利用上のきまり

- 第三者への転貸はできない。
- 営利を目的としての耕作はできない。
- 建物及び工作物の設置はできない。
- 果樹など永年性作物や稲をつくることはできない。
- ごみは各自で持ち帰り周辺に放置しない。
- 近隣に迷惑をかけない。
- 栽培に必要なものや廃物、汚物は持ち込まない。

留意事項

- 借用した区画及び区画周辺の除草等の管理については、各自責任持って行ってください。
- 鶏ふんなどの臭いのきつい肥料の使用は、近隣の住民に迷惑となりますので、使用を控えてください。
- 栽培に必要な道具は、各自で用意してください。
- 使用できなくなった場合は、すみやかに返却してください。

問い合わせ先

- 本庁 農林水産課 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 TEL 086-426-3425

倉敷市農林水産課 検索

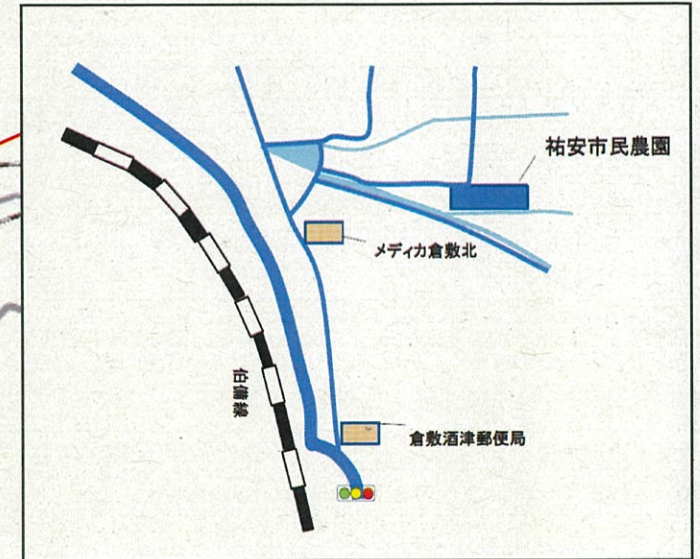


ホームページはこちらから検索



市民農園マップ

祐安市民農園



浜町第4・第5市民農園

